

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和5年1月27日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 所長 伏島 一平
(公印省略)

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣く太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和5年5月8日
至) 令和6年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分に相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノエイブ1006階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209
- ② 宅配便着払いによる交付
任意様式に「海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣く太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣く太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和5年2月13日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に

記載)又りはフアックスにはて質疑を行うこと。当日まで質の質
 疑をと取りまめとめ、回の答は一入札説を明書受領者全員に對しに
 入札と説明、に當て機代のホ。に質疑が發生した場合同時受け付け、
 同様に對し、疑る。内容に個人に關する情報であつて特定の個
 様を識別し、疑るのを記述するが、質疑者及び場合のみに、回答す
 人を知るおそれを公表せず、質疑者及び場合のみに、回答す
 害を及ぼすは、質疑者及び場合のみに、回答す
 又る。質疑者及び場合のみに、回答す

5. 提案書の提出方法

入札者は入札説明書に示す提案書を下記6.に定める受
 領期限までに提出場所に正1部を提出すること。

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札書の受領期限
 及び提出場所

令和5年3月13日 17時00分
 3. ①に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

令和5年3月17日 14時30分
 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
 テクノウェイブ1006階 教育機構会議室
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 開札後、価格評価点の合計作業
 があつたため、落札者決定となつた者の入札書は開札しな
 い。

7. 提案書の審査

入札者が提出した提案書は、審査項目一覽(要求事項)
 に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。
 評価項目のうち、基礎項目に満たなければ

8. その他

(1) 契約手続きにおいて
 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
 及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、かつ、基礎項目の要求
 を全満した者とし、落札者となる。また、そのうち
 の者が、公正な取引を認め、かつ、その価格が最低
 の者となる。また、その価格が最低の者となる。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
 写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。ただし、地方公共団
 体を除く。

(7) 詳細は入札説明書による。

9. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

① 当該機構において役員を経験した者(課長相当職以上経験者)が再就職していること又は課長相
 当職以上の職をこの間取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ② 当該機構との間取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発
 法人水産総合研究センター「役員、顧問等」に、経営や業務運営の額は、当該契約締結日における直近の財務諸表に掲げ
 ※注1 者である認められる者を含む。額、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約締結日における直近の財務諸表に掲げ

績による。

- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)
- (5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）

2. 調査目的・概要

遠洋かつお釣漁業において、漁場探索能力の高度化等による操業効率の向上と省エネルギー化等による収益性改善に資する技術開発を行い、当該漁業の経営の安定と持続的な発展に資することを目的とする。このため、遠洋かつお釣漁船を用船し、令和5年5月から令和6年3月に天皇海山・西経海区および北緯中南・ミッドウェイから南方海域で調査を実施する。

3. 調査項目

(1) 浮上型衛星標識（PAT）を活用した魚群探索技術の開発

本調査項目は、浮上型衛星標識である mini-PAT（Wildlife Computers 社製）および mr-PAT（同上社製）を用いて、遠洋かつお釣漁業の主たる漁獲対象種であるカツオの移動状況を把握することによる漁場探索技術の高度化の実証を目指すものである。操業で漁獲したカツオやビンナガに各種設定済みの浮上型衛星標識を装着して再放流し、放流魚から切り離された位置の情報を取得する。浮上した位置の情報は、操業を行う場所の選択の参考にするとともに周囲で操業する他船への情報共有を行うことで、本方式による漁場探索技術の有効性を検証する。なお、mini-PAT は長期的な魚群移動状況を把握するため、mr-PAT は短期的な魚群移動状況の把握を複数回把握することにより、浮上型衛星標識を用いた継続的な魚群移動の把握の可能性を検討するものである。

本調査項目において使用する浮上型衛星標識およびその関連品等は当機構が用意する。浮上型衛星標識を装着する個体は乗組員による釣獲によって行い、浮上型衛星標識の個体への装着は調査員が行う。浮上型衛星標識の浮上位置情報の取得、整理および他船への提供は調査員が行う。得られた位置情報の活用による漁場選択については、その都度、調査員と乗組員が協議して行うものとする。

(2) 自動釣り機の導入効果の検証

令和5年度調査では、製品化された量産機3台を導入し、令和4年度調査までに構築した複数台運転制御システムを踏まえた釣獲試験を引き続き行う。特に、10kg前後のビンナガを対象とした操業での釣獲尾数および重量の対人比較を行う。複数台運転の制御については、投げ込み、誘い、針掛かり検知、釣り上げ、針外しといった各工程別の動作を分析して設定の更なる最適化を図り、必要に応じて、釣獲動作の制御プログラム改良を自

自動釣り機の開発メーカーに提案する。

また、自動釣り機の操作方法や取り扱いについて、調査員は乗組員に引き継ぎを行い、乗組員自身で利用可能であることを実証する。実証調査では本機の釣獲能力の検証として、隣接する乗組員を対象に、釣獲率（釣機の釣獲尾数／隣接乗組員の釣獲尾数×100）を用いて比較し、各航海でカツオおよびビンナガの釣獲能力の把握を行う。必要に応じて、自動釣り機の設置位置の違いによる各種検証を行うなどの利用方法の高度化のための情報収集を行う。

本調査項目で使用する自動釣り機およびその関連品等は当機構が用意する。また、自動釣り機を船に設置するための架台の準備と設置および調査終了後の撤去とともに、自動釣り機の設置や関連機器等との配線作業などの手配は当機構で行う。乗組員は調査員の指示に基づき、自動釣り機の操作および管理等を行う。

(3) 冷凍カツオおよびビンナガの付加価値向上のための技術開発

主たる漁獲対象種であるカツオおよびビンナガの高付加価値化を目指した取り組みとして、脂質含量の違いによる品質判別を洋上で可能とする技術開発を行う。具体的には、脂肪測定機の検量線に不足している高脂魚のサンプリングと脂質分析を行って、検量線の完成度を高める。洋上ではカツオおよびビンナガを対象に当該機器で脂質含量の測定を行い、その半身をサンプルとして凍結保管する。

また、高脂魚の販売方法の検討として、脂肪測定機により得られた情報を用いて脂質含量の違いによる選別を行い、品質情報を加味した高脂魚の新たな販売方法の検討のための取り組みを行う。日本近海海区またはタスマン海区で脂の乗りが良好であった場合、カツオ 2.5kg 上銘柄の活き締め (S1) 製品を 2～3 トン作成する。当該製品の全量を脂肪測定機で計測し、7 %以下、7～10 %および 10 %以上に選別し、それぞれ赤、青および緑の各スズランテープを尾部に結束して色分けをする。作成した S1 製品は 1 番トップ魚倉などの取り出しやすい魚倉の上部に保管する。

作成した製品の販売は脂質含量の情報を付加したインターネット販売に協力可能な仲買人に相対販売する。ネット販売を活用し、脂質含量別の価格差と販売数量の関係や購入者からの評価（ロコミ）等を精査することで、脂質含量別の販売による付加価値向上の可能性を検討する。

本調査項目で使用する脂肪測定機および関連機器等は当機構が用意する。脂肪測定器による測定およびサンプル作成は調査員が行い、乗組員は調査員の指示に基づきサンプル作成を補助する。また、高脂魚の選別販売に向けた検討については、本業務に併せて委託する漁獲物販売委託業務の請負者と調査員が情報共有した上で行うものとする。

(4) その他の技術開発に向けた基礎知見の収集等

① フィッシュポンプを用いた活餌積み込み技術の高度化

フィッシュポンプおよび水切り装置を用いた活餌積み込み試験を行い、水温の上昇および溶存酸素量の低下の抑制効果について検証するとともに、活餌生存状況への影響等を検討するための情報を取得する。

本調査項目で使用するフィッシュポンプ等の関連機器等は当機構が用意する。活餌を積み込む際のフィッシュポンプの操作および実際の積み込み作業等は調査員と乗組員が協力して行うこととし、従来手法およびフィッシュポンプを用いた活餌の積み込みの切り替えおよび対象とする数量等は調査員と乗組員が協議の上で行う。また、フィッシュポンプ等の船への設置あるいは撤去は当機構が行う。

② AIを活用した画像解析手法の導入による魚群探索技術の開発

魚群探索技術の高度化に向けた取り組みとして、船上にカメラを設置し映像を取得する。具体的には、伸縮可能な10 mのポールの先端に小型軽量のビデオカメラを装着し、アッパーブリッジよりも高所の映像から魚群の認識可否を行う。魚群の映像を撮影するために、調査員はアッパーブリッジで眼鏡を用いた目視調査を行い、魚群が3海里程度まで接近してから、ポールを伸ばして魚群を撮影する。

本調査項目で使用するカメラ機材等は当機構が用意する。カメラ機材等の設置、操作および映像データ等の管理は調査員が行う。調査員が目視調査を行う場所の確保および眼鏡の貸し出しは乗組員が行う。

(5) 遠洋漁船の機関員の労働環境改善に向けた取り組み

遠洋漁船において収集可能な操業や運航に関するデータとともに、自動釣り機および主機関や補機関あるいは冷凍機等の機関関係に関する各種データを自動的に収集するシステムを設置する。収集した各機器の消費電力量等と実際の運転状況を照らし合わせ、通常運転時の消費電力量の時系列的な変化の違いなどを見出すことで、故障予兆を検知するためのアルゴリズムを確立する。このため、各機器に不具合が発生した場合、乗組員は速やかに調査員へ報告し、不具合の原因や修理内容等を説明する。また、機関全般の運用および保守作業の負担軽減を意図した運転状況モニタリングおよび故障予兆検知システムなどを含んだ機関員の洋上作業を支援する試作システムの検証を行う。

本調査項目に必要なシステムの用意および設置は当機構が行う。また、システムの操作およびデータ管理等は調査員が実施する。

(6) 生物調査および海洋観測

漁獲したカツオを対象とした生物調査および海洋環境把握のための観測を行う。

本調査項目の実施に必要な機材および資材等は当機構が用意する。生物調査を行う個体は乗組員による釣獲により取得し、得られた個体の生物調査作業は調査員が中心に行った上で、必要に応じて乗組員は調査員を補助する。海洋観測に係る作業は調査員が中心に行い、同様に、必要に応じて乗組員は調査員を補助する。

4. 船舶要目

- (1) 漁業種類：かつお一本釣り漁業
- (2) 航海能力：50 日以上
- (3) 総トン数：450 トン以上
- (4) 漁労設備等：竿釣り操業に必要な漁具及び曳き縄設備を有すること。
- (5) 付帯設備
 - ① 航海計器等
GPS, プロッター, 航海レーダー, 海鳥レーダー, スキャニングソナー (25~200 kHz から 2 周波), 魚群探知機 (25~200 kHz から 2 周波), デジタル水温計, 潮流計, 風向風力計, インマルサット電話, 船舶電話, SSB, VHF, VSAT, 生き締め機を有すること。
 - ② 調査員室
調査員用の個室が確保し, 机・照明・収納・就寝具を有すること。
 - ③ 冷凍設備
ブライン式冷凍設備を有し, 日産 40 トン以上のブライン 1 級冷凍製品の生産が可能なこと。
 - ④ 保冷設備
-40℃以下で保冷可能で, ブライン 1 級製品を 350 トン以上保冷可能なこと。
 - ⑤ その他
機関室において主機及び補機の燃油消費量を流量計で計測できること。フィッシュポンプを使用した活餌の積み込みが行えるスペースがあること。上記装置用の 200 V 電源を使えること。自動釣り機を設置できるスペースがあること。上記装置用の 200 V 電源を使えること。
- (6) その他
 - ① 最大搭載人員中に, その他の乗船者として 2 名以上を含んでいること。
 - ② 本船は, 以上の要件の他, 法令で定められた設備は勿論, 調査運航に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え, かつこれらが維持

管理されていること。

- ③ 女性調査員が乗船する場合は，居住環境に配慮すること。
- ④ 船主は乗組員に対して，雇用体系について正しく説明すること。

5. 乗組員

- (1) 乗組員数 30 名以内とし，漁労長，船長，一等航海士，二等航海士，機関長，一等機関士，二等機関士，通信長が確保されていること。また，西経域の調査を行う可能性もあることから，甲区域で操業可能とすること。
- (2) 漁撈長はかつお釣漁業の十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員の過半数がかつお釣漁業の経験を有すること。
- (4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (5) 出入港時および操業中は恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

6. 用船期間

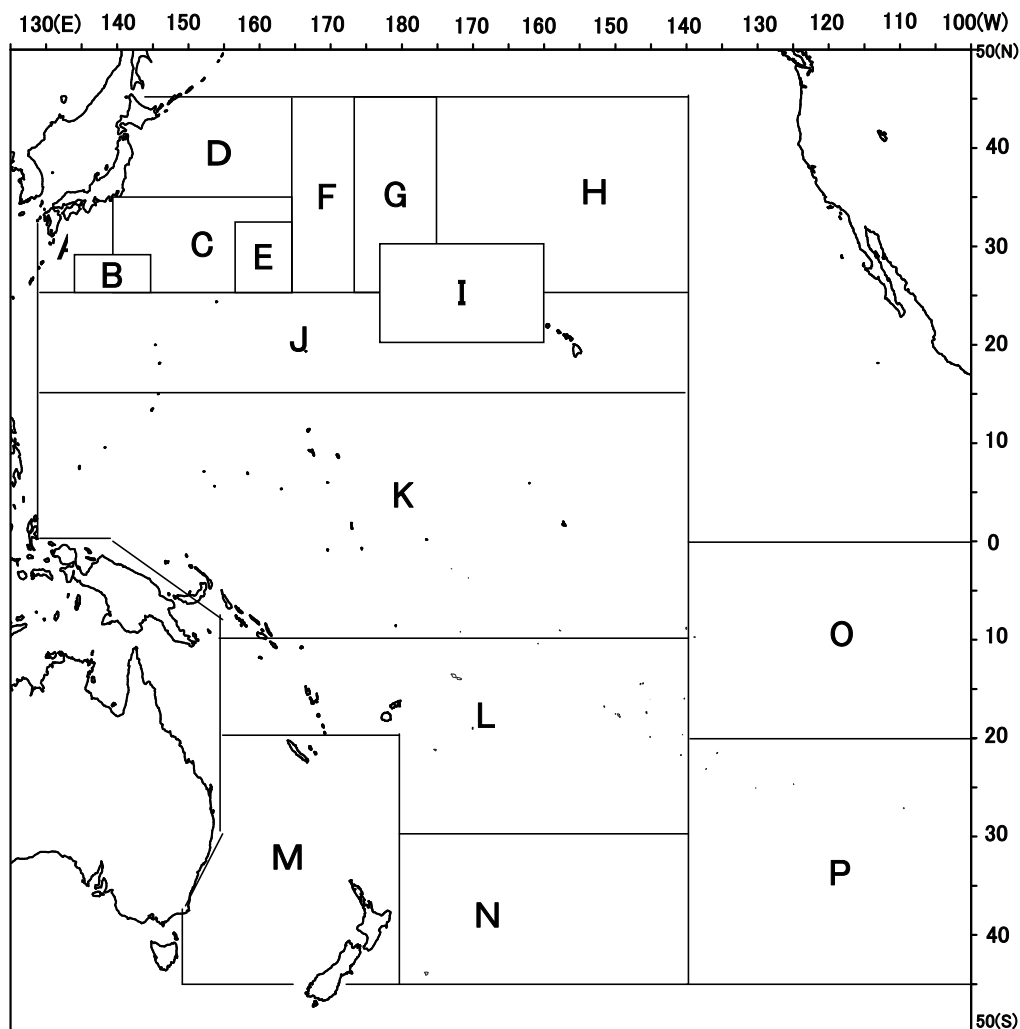
用船開始日：令和 5 年 5 月 8 日（焼津港又は枕崎港）

用船解除日：令和 6 年 3 月 31 日（焼津港又は枕崎港）

ただし，用船開始・解除の日程は開発調査センターと船主側の協議により変更可能とする。

この間，第 1 から 3 次航海は令和 5 年 5 月 5～10 月に日本近海から天皇海山・西経海区で，第 4 次航海から第 6 次航海は令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月に北緯中南・ミッドウェイから南方海区で，操業調査をそれぞれ実施する。水揚げおよび補給等は，主に焼津港又は枕崎港において行う。各航海において漁場を離脱する時期に開発調査センターが漁獲物販売委託者と協議を行い，水揚げ場所を確定する。

7. 調査海域：太平洋中・西部海域



日本東方沖合海域

日本近海海区

- A. 伊豆列島西側漁場
- B. 西之島漁場
- C. 伊豆列島東側漁場
- D. 東側漁場
- E. シャツキー海膨漁場

天皇海山・西経海区

- F. 天皇海山漁場
- G. 天皇海山沖合漁場
- H. 西経漁場

ミッドウェイ海区

- I. ミッドウェイ近海漁場
- J. 北緯中南漁場

南太平洋海域

南方海区

- K. 南洋漁場
- L. 南緯中南漁場

タスマン・ニュージーランド海区

- M. タスマン海公海漁場
- N. ニュージーランド東側漁場

タヒチ海区

- O. タヒチ東方
- P. タヒチ南東

8. 附帯業務（燃油及び塩の調達）

本用船に必要な燃油及び塩の調達は、開発調査センターの指示に従い、以下の要領により実施すること。

- (1) 調達にあたっては、入札や見積合わせ等により競争性の確保に努めること。
- (2) 調達した燃油及び塩の代金の支払いは船主において行うこと。
- (3) 船主は、開発調査センターから当該代金の支払いを受けるため、当センターに対し調達に要した入札書、見積書等の証憑書類及び請求書を速やかに提出すること。
- (4) 外地又は洋上において補給したときは、決済の際に適用した換算レートを併せて報告すること。
- (5) その他調達にあたり必要な経費が生じるときは、船主はその経費の内容について開発調査センターと協議し承認を得ること。

【参考】想定される調達数量

① 燃油

国内：約 1,880 kL

(A 重油 JIS 1 種 1 号相当品の規格を満たし、かつ硫黄分 0.5 質量%以下) ,

洋上：約 100 kL

(軽油 ISO 8217 の DMA 規格を満たし、かつ硫黄分 0.5 質量%以下)

② 塩

国内：約 171 トン

内訳 ブライン用塩 28 t × 6 航海, 同左用増し塩 0.5 t × 6 航海

(①NaCl 純度 95 %以上の国内産 ②フレキシブルコンテナバッグ等に包装されていること。)

9. 当研究所：開発調査センター

10. 船舶に搭載するコンピューター又は乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、船主又は乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参す

る予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、船主又は乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

1 1. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従い、履行するものとする。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- (3) 受注にあたっては、本業務の用船期間において他の公的機関が実施する事業に参画していない者であるか、または、参画している場合でも本業務の履行に支障のないよう調整できる者であること。

漁獲物販売委託業務仕様書

1. 調査事業名

海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）

2. 業務目的等

本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用船の目的である調査を実施することにより漁獲する漁獲物について、適切な販売収入を獲得するため、水揚げ港の選定、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う。

なお、本業務を実施する場合、第三者へ委託することを妨げない。

3. 予定水揚げ港

静岡県焼津市焼津港又は鹿児島県枕崎市枕崎港

4. 業務期間

自) 令和5年5月8日 至) 令和6年3月31日

5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物

年間予定水揚げ数量：約1,140トン

主な漁獲物：遠洋かつお釣船で漁獲した漁獲物（主にカツオ・マグロ類）

6. 手数料等

本件に係る手数料率の上限は「1.0%」とする。なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第三者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。

7. 業務内容 上記5.の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。

(1) 予定する港の水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項

- ① 当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の間屋等を通じて情報を収集し、最適な水揚げ港・市場を提案すること。
- ② 市場に対して入港日、漁獲物明細、ハッチプラン等を連絡し、当機構と打ち合わせのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の調整を図ること。
- ③ スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続について行うこと。
- ④ 漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。

(2) 対象漁獲物の相場及び需給状況の情報提供に関する事項

当機構の販売戦略に役立つよう、各港における市況等の情報提供を行うこと。

(3) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち合いに関する事項

全ての水揚げに立ち合いを求めないが、当機構の立合いの依頼については、誠実に対応すること。

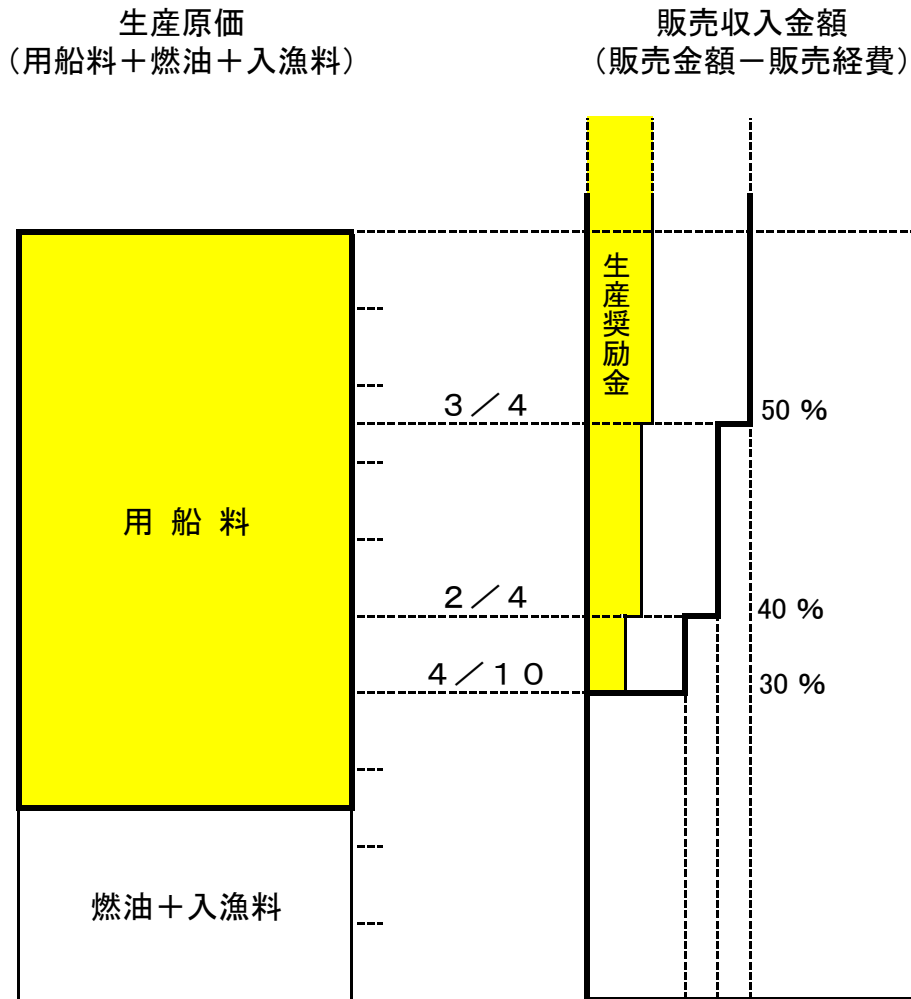
(4) 販売結果の報告に関する事項

- ① 販売結果については、事前に当機構と報告方法を調整し、証拠証券（市場仕切書等）添付して提出すること。
- ② 販売代金の当機構への送金に関する事項
- ③ 販売代金は、市場又は販売先から入金後、業務委託手数料分差し引いた額を遅滞なく当機構指定の口座に振り込むこと。

8. その他

漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合は担当職員の指示によるものとする。なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。

生産奨励金の考え方



生産奨励金歩合

- ① 生産原価の $4 / 10 \sim 2 / 4$ までの部分 $\times 30\%$
- ② 生産原価の $2 / 4 \sim 3 / 4$ までの部分 $\times 40\%$
- ③ 生産原価の $3 / 4$ 以上 $\times 50\%$

$$\text{生産奨励金} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 4 / 10$$

支払う用船料 = 用船料 + 生産奨励金

※ 用船料は各月払い、生産奨励金は契約期間終了後の精算払い